

第4次野田市地球温暖化対策実行計画

令和 5年 4月

野 田 市

～ 目 次 ～

第1章 計画の前提

1	計画策定の背景	1
(1)	地球温暖化の状況	1
(2)	地球温暖化の原因	1
(3)	気候変動の影響	1
(4)	地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(5)	地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
(6)	野田市のこれまでの取組	3
(7)	SDGsとの関係	3
2	計画の期間・目標	4
(1)	計画期間	4
(2)	目標設定の考え方	4
3	計画の構成	4
(1)	事務事業編	4
(2)	区域施策編	4
4	計画の対象ガス	5

第2章 行政活動による排出（事務事業編）

1	第3次実行計画の達成状況	6
(1)	温室効果ガス総排出量の達成状況	6
(2)	項目別達成状況	7
(3)	温室効果ガスの種類別排出量	8
(4)	温室効果ガスの原因別排出量	9
2	温室効果ガス排出量の削減目標	10
(1)	温室効果ガス排出量の削減目標	10
(2)	排出原因別の排出目標量	11
(3)	評価の方法	11
3	温室効果ガスの排出抑制への取組	12
4	排出量削減に向けて	16
(1)	PDCAサイクル	16
(2)	組織体制	16

(3) 職員への啓発及び研修の実施	16
(4) 進行管理	17
(5) 実施状況の公表	17

第3章 市民・事業者・行政の取組（区域施策編）

1 市域の状況	18
(1) 市域の概要	18
(2) 人口と世帯	18
(3) 地域の産業の動向	18
2 市域における温室効果ガスの排出状況	19
3 市域における温室効果ガスの排出量の将来推計	20
4 温室効果ガス排出削減に向けた取組	22
(1) 市民にできる取組	22
(2) 事業者ができる取組	22
(3) 行政にできる取組	22
(4) 具体的取組	23

～ 資料編 ～

1 主な対象施設一覧	28
2 排出係数及び温暖化係数	29
3 野田市の事務・事業からの温室効果ガス排出量（令和3年度）	30
4 活動量による温室効果ガスCO ₂ 換算量	31

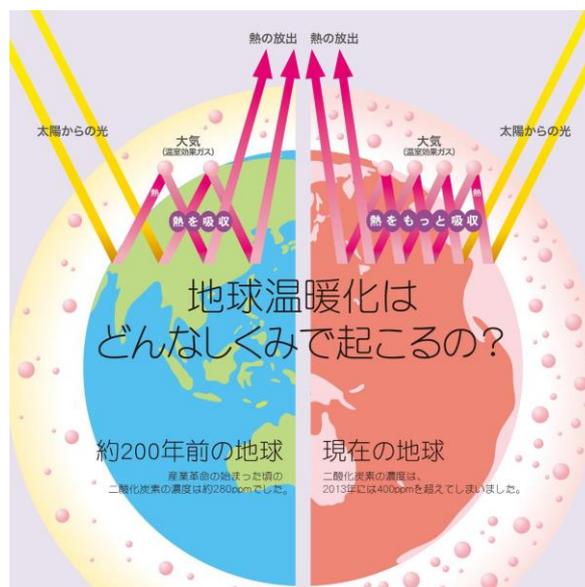
第1章 計画の前提

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化の状況

地球温暖化は、人間活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものです。その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっています。

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。



(2) 地球温暖化の原因

人類は産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料をエネルギーとして大量に使用してきたことにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。

(3) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

国連の「国連気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の第6次評価報告書では、人間の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、幾つかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(4) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革

命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018（平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050（令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

（5）地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和 2）年 10 月、我が国は、2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021（令和 3）年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021（令和 3）年 10 月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030（令和 12）年、そして 2050（令和 32）年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050 年カーボンニュートラルと 2030 年度 46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強じんな社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等 4 ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

(6) 野田市のこれまでの取組

本市では、1997（平成9）年12月に京都市で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」において、地球温暖化を防止するための国際的な枠組みとなる取決めとして「京都議定書」が採択されたことを受け、市庁舎における電気・ガス・水道の使用量の削減の取組を開始し、更に2007年（平成19）年4月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「野田市地球温暖化対策実行計画」を策定して、市の事務及び事業全体に範囲を広げ対策を行ってまいりました。

この度、同実行計画の計画期間満了に伴い、2021（令和3）年3月に策定した野田市環境基本計画との整合性を図りながら、これまでの事務事業編の内容を拡充するとともに、区域施策編を新たに加えた「第4次野田市地球温暖化対策実行計画」を策定します。

(7) SDGsとの関係

SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、世界全体で2030（令和12）年を目指して明るい未来を作るための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。

本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであることを認識しながら、取組を進めてまいります。



7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12. つくる責任つかう責任
持続可能な消費生産形態を確保する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14. 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15. 陸の豊かさを守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

2 計画の期間・目標

(1) 計画期間

本計画の計画期間は、国の地球温暖化対策計画及び野田市環境基本計画の計画期間と整合を図り、2030（令和 12）年度までとします。

なお、国の地球温暖化対策計画では、2030（令和 12）年度末までを計画期間とした上で、少なくとも3年ごとに検討を加え、検討の結果に基づき必要に応じて計画を見直すこととしていることから、国の動向を見据え、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 目標設定の考え方

国の現行の中期目標では、国全体の温室効果ガス排出量について、2030（令和 12）年度に2013（平成 25）年度比で総量を46%削減することを目指し、エネルギー起源 CO₂、非エネルギー起源 CO₂、メタン、N₂O、フロン類等に分け、それぞれに対する目標削減率を定めています。

本計画の目標値は、国の目標値に準じ設定します。

3 計画の構成

(1) 事務事業編

野田市に所属する全ての組織が行う事務及び事業を対象とします。

(2) 区域施策編

野田市内の市民生活や経済活動などにおいて排出される温室効果ガスの全ての部門・分野を対象とします。

4 計画の対象ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で定める 7 種類の温室効果ガスとします。

ただし、市の事務・事業から排出される温室効果ガスは①～④の 4 種類であるため、⑤パーフルオロカーボン、⑥六ふっ化硫黄及び、⑦三ふっ化窒素の 3 物質は対象外とします。

◆地球温暖化対策の推進に関する法律の定める 7 種類の温室効果ガス

ガスの種類	人為的な発生源	
①二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	施設での電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
②メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却により排出される。	
③一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。	
④ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	
⑤パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
⑥六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
⑦三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。	

※⑤～⑦は、地方公共団体では、ほとんど該当しません。

第2章 行政活動による排出（事務事業編）

1 第3次実行計画の達成状況

（1）温室効果ガス総排出量の達成状況

2017（平成 29）年度から 2021（令和 3）年度を計画期間とする第3次計画では、2016（平成 28）年度を基準年度に設定し、2021（令和 3）年度までに温室効果ガス排出量を 11.6%削減することを目標としていました。2016（平成 28）年度の温室効果ガス排出量 24,149.4t- CO₂ に対し、2021（令和 3）年度の排出量は 21,443.4t- CO₂ で、削減率 11.2%となり、目標を達成することはできませんでした。

◆第3次野田市地球温暖化対策実行計画達成状況 （単位：t- CO₂）

項目	基準年度 2016 (平成 28)	目標年度 2021 (令和 3)		実績値 2021 (令和 3)	
	排出量	排出量	削減率	排出量	削減率
事務事業に伴う排出量	24,149.4	21,341.0	11.6%	21,443.4	11.2%

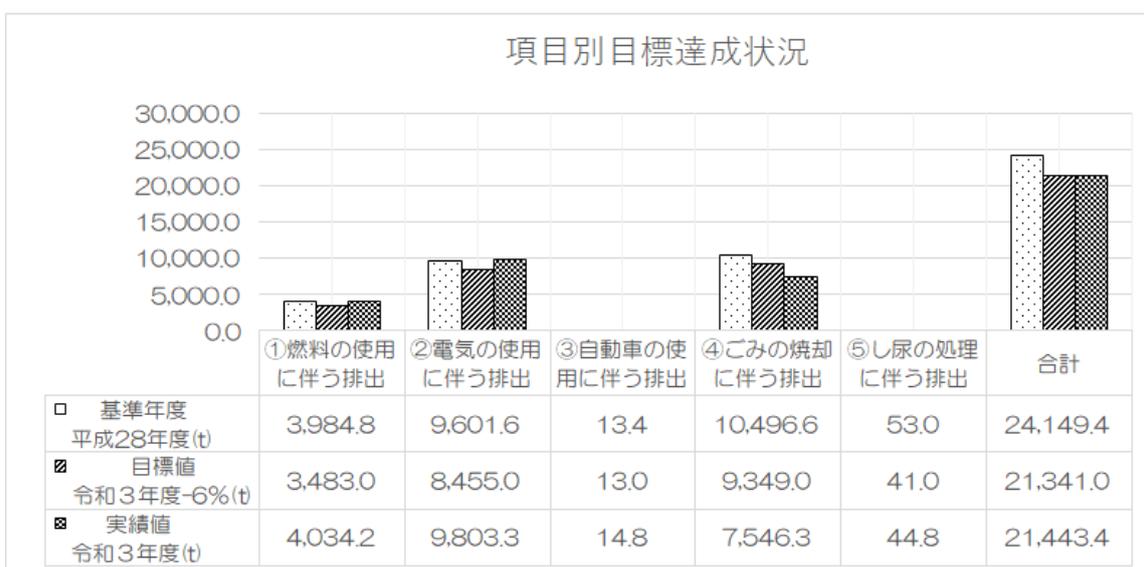
◆温室効果ガス排出量の推移 （単位：t- CO₂）

項目	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
事務事業に伴う排出量	24,149	22,971	24,024	23,421	20,933	21,443

(2) 項目別達成状況

項目別達成状況については、④ごみの焼却に伴う排出では目標を達成したものの、①燃料の使用に伴う排出、②電気の使用に伴う排出、③自動車の使用に伴う排出では、基準年度である2016（平成28）年度より増加し、全体としては102.4t-CO2目標値よりも多くなった。

原因としては、市内小中学校においてエアコンが導入されたことに伴う都市ガス等の使用増加や、集中豪雨等に対応するため排水機場等の稼働が増えていることが考えられます。なお、ごみの焼却に伴う排出については、ごみ減量化や廃プラスチック（ビニール袋等）の混入を防止する取組により減少していますが、廃プラスチックの混入率は、計画期間中の5年間では10.75%～13.83%と幅が大きく、割合による影響が大きいことから、今後も注視する必要があります。



◆項目別目標達成状況

(単位：t-CO2)

項目	基準年度 2016 (平成28)	目標年度 2021 (令和3)	実績値 2021 (令和3)	削減率
①燃料の使用に伴う排出	3,984.8	3,483.0	4,034.2	▲1.2%
②電気の使用に伴う排出	9,601.6	8,455.0	9,803.3	▲2.1%
③自動車の使用に伴う排出	13.4	13.0	14.8	▲10.4%
④ごみの焼却に伴う排出	10,496.6	9,349.0	7,546.3	28.1%
⑤し尿の処理に伴う排出	53.0	41.0	44.8	15.5%
合計	24,149.4	21,341.0	21,443.4	11.2%

◆項目別排出量の推移

(単位：t-CO₂)

項目	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
① 燃料の使用	3,984.8	4,101.3	4,066.1	3,975.2	3,831.7	4,034.2
② 電気の使用	9,601.6	11,553.9	12,034.5	10,119.7	9,400.8	9,803.3
③ 自動車の使用	13.4	15.6	14.4	15.0	14.8	14.8
④ ごみの焼却	10,496.6	7,253.4	7,862.4	9,266.2	7,640.6	7,546.3
⑤ し尿の処理	53.0	46.8	47.0	44.4	44.8	44.8
合計	24,149.4	22,971.0	24,024.4	23,420.5	20,932.7	21,443.4

(3) 温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガスの種類別に排出量をまとめると、各年度において二酸化炭素が約97%以上と大部分を占め、次いで一酸化二窒素、メタンの順となっており、大きな変化はありませんでした。今後も同様の割合での排出が続くと考えられます。

◆温室効果ガスの種類別排出量の推移

(単位：t-CO₂)

項目	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
① 二酸化炭素 (CO ₂)	23,676.2	22,487.3	23,553.1	22,937.3	20,444.0	20,960.0
	98.04%	97.90%	98.04%	97.94%	97.67%	97.75%
② メタン (CH ₄)	85.0	72.1	71.1	70.5	71.2	70.8
	0.35%	0.31%	0.29%	0.30%	0.34%	0.33%
③ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	384.3	407.3	396.2	408.6	413.4	408.3
	1.59%	1.77%	1.65%	1.74%	1.97%	1.90%
④ ハイドロフル オロカーボン (HFC)	3.9	4.3	4.0	4.1	4.1	4.3
	0.02%	0.02%	0.02%	0.02%	0.02%	0.02%
合計	24,149.4	22,971.0	24,024.4	23,420.5	20,932.7	21,443.4
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 温室効果ガスの原因別排出量

温室効果ガスの排出原因別排出量は、電気の使用に伴う排出と一般廃棄物の可燃ごみに含まれる廃プラスチックの焼却（以下「廃プラスチックの焼却」という。）に伴う排出が、例年全体の約8割を占めています。電気の使用に伴う排出は、節電等の取組の効果により減少傾向を示しており、令和2年度は新型コロナウイルスの影響による社会活動の低下により大幅に排出量が減少しています。また、一般廃棄物燃焼に含まれる廃プラスチックの焼却による排出量は、各年度の廃プラスチック混入率により大きな影響を受ける結果となっています。このほか、学校におけるエアコン整備の影響から都市ガス等の使用が増加しています。上記以外の原因による温室効果ガスについては、おおむね減少から横ばい傾向となっています。

◆温室効果ガスの原因別排出量の推移

(単位：t-CO₂)

項 目	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (令和元)	2020 (令和 2)	2021 (令和 3)
①ガソリン	225.1	380.5	309.3	329.4	287.3	335.9
	0.93%	1.66%	1.29%	1.41%	1.37%	1.57%
②灯油	1,346.8	1,308.6	1,003.8	879.4	732.4	814.1
	5.58%	5.70%	4.18%	3.76%	3.50%	3.79%
③軽油	329.5	345.0	326.0	320.0	315.2	289.2
	1.36%	1.50%	1.36%	1.37%	1.51%	1.35%
④A 重油	828.3	837.4	895.0	956.2	955.4	962.3
	3.43%	3.65%	3.72%	4.08%	4.56%	4.49%
⑤液化石油ガス (LPG)	484.6	504.1	504.8	503.1	369.8	450.2
	2.01%	2.19%	2.10%	2.15%	1.77%	2.10%
⑥都市ガス	770.5	725.7	1,027.2	987.1	1,171.7	1,182.5
	3.19%	3.16%	4.28%	4.21%	5.60%	5.51%
⑦電気	9,601.6	11,553.9	12,034.5	10,119.7	9,400.8	9,803.3
	39.76%	50.30%	50.09%	43.21%	44.91%	45.72%
⑧自動車走行 距離	13.4	15.6	14.4	15.0	14.8	14.8
	0.06%	0.07%	0.06%	0.06%	0.07%	0.07%
⑨一般廃棄物 焼却	406.7	421.3	410.0	423.8	429.1	423.8
	1.68%	1.83%	1.71%	1.81%	2.05%	1.98%
⑩廃プラ焼却	10,089.9	6,832.1	7,452.5	8,842.4	7,211.5	7,122.5
	41.78%	29.74%	31.02%	37.75%	34.45%	33.21%
⑪し尿処理	53.0	46.8	46.9	44.4	44.7	44.8
	0.22%	0.20%	0.19%	0.19%	0.21%	0.21%
合 計	24,149.4	22,971.0	24,024.4	23,420.5	20,932.7	21,443.4
	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2021（令和3）年10月に改訂した地球温暖化対策計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を、中期目標として2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくと表明しました。この削減率については、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂O、フロン類等に分類し、それぞれの削減目標量を積み上げたものです。

本市においては、国の削減率の算出方法に準じ、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂、メタン、N₂O、フロン類等に分類してそれぞれについて削減目標を設定します。この結果、総量では2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比35.8%減の15,325.8t-CO₂を目標とします。

◆温室効果ガス排出量の削減目標

（単位：t-CO₂）

項目	基準年度 2013 (平成25)	直近年度 2021 (令和3)		目標年度 2030 (令和12)	
	排出量	排出量	削減率	排出量	削減率
事務事業に伴う排出量	23,871.1	21,443.4	10.2%	15,325.8	35.8%
エネルギー起源CO ₂	14,059.5	13,837.5	1.6%	6,889.2	51%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	9,807.2	7,601.6	22.5%	8,434.2	14%
HFC等4ガス（フロン類）	4.4	4.3	2.3%	2.4	44%

※削減率は2013（平成25）年度比です。

(2) 排出原因別の排出目標量

排出原因別の目標値は、(1)に示した2030(令和12)年度の排出量をそれぞれ配分したもので、以下に示します。

◆排出原因別目標値

(単位：t-CO₂)

排出原因	基準年度 2013 (平成25)	直近年度 2021 (令和3)		目標年度 2030 (令和12)	
	排出量	排出量	削減率	排出量	削減率
①燃料の使用に伴う排出	4,252.1	4,034.2	5.1%	2,083.5	51%
②電気の使用に伴う排出	9,807.4	9,803.3	0.0%	4,805.7	51%
③自動車の使用に伴う排出	17.0	14.8	12.9%	13.3	21.7%
④ごみの焼却に伴う排出	9,745.5	7,546.3	22.6%	8,381.1	14%
⑤し尿の処理に伴う排出	49.1	44.8	8.8%	42.2	14%
合計	23,871.1	21,443.4	10.2%	15,325.8	35.8%

(3) 評価の方法

本計画の評価については、年度ごとに温室効果ガスの排出量を集計し行います。排出量の集計に使用する換算係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づきます。ただし、電気の使用に伴う排出の換算係数については、毎年公表される最新の電気事業者ごとの排出係数を使用します。

また、施設の新設・廃止により、対象の事務・事業に異動が生じた場合には、本計画の趣旨を踏まえ、必要に応じて目標削減量等に所要の調整を行うこととします。

3 温室効果ガスの排出抑制への取組

本計画では、市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減や環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。

そのためには、職員一人一人が自らかかわる事務・事業による環境への影響について理解を深めるとともに、市の事務・事業に携わる職員として、さらには市民の一人として、環境に配慮した取組を積極的に進めることによって、環境への負荷を減らしていくことが必要です。

また、市の温暖化防止対策に関する施策を効果的に進めていくためには、民間事業者等の有する多くの知見を活用することが必須であることから、関係する事業者との包括連携協定等の締結により共同して事業を進めていくことが必要です。

①エネルギー使用量の削減

取組目標	具体的な取組
灯油、重油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 燃料使用量の削減に努める。 暖房の温度は 20℃を目安に空調温度の適正化を図る。
都市ガス・液化石油ガス (LPG) の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 冷暖房の温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に空調温度の適正化を図る。 カーテンやブラインド、緑のカーテンを有効に利用し、室温の適正化を図る。 空調機器の適正な維持管理に努める。 省エネルギー型の機器等の導入を推進する。 ガスコンロや給湯器の使用の効率化に努める。 (特に給湯器を使用しないときの種火は消すようにする。) 夏季の執務室における服装はノーネクタイなど見苦しくない範囲で暑さをしのぎやすい服装を心掛ける。
電気の使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> 冷暖房の温度は、冷房 28℃、暖房 20℃を目安に空調温度の適正化を図る。 ノー残業デー（毎週水・金曜日及び給与支給日）の徹底を図る。 昼休み及び時間外勤務時等は通路の照明を半減し、執務室内も必要最小限の照明とする。 LED電球等省エネルギー型の電気機器等の導入を推進する。 エレベーターの使用は可能な限り控え、最寄りの階などへは階段を利用する。※2アップ3ダウンの励行 トイレ洗面台の照明は、必要時以外消灯に努める。 カーテンやブラインド、緑のカーテンを有効に利用し、室温の適正化を図る。 OA 機器・コピー機等の事務機械は事務に支障ない範囲で電源を切る。 空調機器の適正な維持管理に努める。 夏季の執務室における服装はノーネクタイなど見苦しくない範囲で暑さをしのぎやすい服装を心掛ける。

②自動車による負荷の低減

取組目標	具体的な取組
ガソリン・軽油等の自動車使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車、低燃費車の導入推進を図る。 ※ハイブリッド車、電気自動車（EV）、低燃費車など ・駐停車時のアイドリング・ストップの励行。 ・エコドライブ（急加速、急発進、空ぶかしなどを抑制）の励行。 ・タイヤ空気圧の点検等、適切な車両整備を心掛ける。 ・相乗りなどによる公用車の効率化を図る。 ・出張時等の公共交通機関の利用を推進する。 ・公用車の使用抑制日（毎週水曜日）の推奨。 ・公用車は、低燃費車の優先的利用の励行。

《エコドライブ10のすすめ》

<ol style="list-style-type: none"> 1. ふんわりアクセル「eスタート」 発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう 2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。 3. 減速時は早めにアクセルを離そう 信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。 4. エアコンの使用は適切に 車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要なときは、エアコンスイッチをOFFにしましょう。また、冷房が必要なときは、車内を冷やしすぎないようにしましょう。 5. ムダなアイドリングはやめよう 待ち合わせや荷物の積み下ろしなどによる駐停車の際は、アイドリングはやめましょう。 6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう 出かける前に、渋滞・交通規制などの道路交通情報や、地図・カーナビなどを活用して、行き先やルートをあらかじめ確認し、時間に余裕をもって出発しましょう。 7. タイヤの空気圧から始める点検・整備 タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。 8. 不要な荷物はおろそう 運ぶ必要のない荷物は車からおろしましょう。 9. 走行の妨げとなる駐車はやめよう 迷惑駐車はやめましょう。 10. 燃費を把握しよう 自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。
--

【環境省ホームページより】

③用紙使用量削減の促進

取組目標	具体的な取り組み
用紙類使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易文書は、片面使用済み用紙の利用を促進する。 ・各種資料のコピーを最小限にとどめ、パソコンを使ったデータの共有、活用の励行。 ・PC画面での確認の励行。 ・庁内文書は原則メールでの発出に努める。 ・両面コピー、両面印刷の徹底を図る。 ・会議、研修に際しては、プロジェクター等の活用により、ペーパーレス化を図る。 ・各種資料の部数・ページ数を見直しの促進を図る。

④グリーン購入の推進

取組目標	具体的な取り組み
グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服は、再生PET樹脂由来の繊維を使用した製品の採用を推奨する。 ・トイレットペーパーは、古紙パルプ配合率 100%の物の使用を推奨する。 ・物品の計画的購入の促進を図る。 ・国の調達方針やグリーン購入取組ガイドラインに適合した製品、エコマーク・グリーンマークなど環境ラベリング製品の購入を促進する。 ・物品購入において、可能な限り環境配慮型商品(エコ商品)の購入に努める。

《例：環境ラベル》

エコマーク（環境保全商品） グリーンマーク（古紙原材料製品） 省エネラベリング制度マーク 植物性インキマーク ペットボトルリサイクル推奨マーク

⑤ごみの減量、リサイクルの推進

取組目標	具体的な取組
廃棄物の減量、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収ボックスの利用を徹底し、ごみのリサイクル率の向上を図る。 ・紙ごみの回収に当たっては、クリップやファイルの留め金等、金具の撤去を徹底する。 ・使い捨て製品の購入・使用を抑制する。 ・空封筒、ファイル等の再利用の推奨。 ・事務機器、電化製品、家具など、維持補修に努め長期使用を図る。 ・事業系一般廃棄物の搬入物検査を強化し、廃プラの混入率低下を促進する。 ・マイ箸等の使用を推進する。 ・資料等配布時の封筒使用を廃止する。

⑥水の適正利用

取組目標	具体的な取組
水道使用量削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 水を無駄に流さないなど、日常的な節水の励行を図る。 • ※洗車や食器等を洗う際に水を出しっぱなしにしない。 • ※水洗トイレ使用時に無駄な水は流さないようにする。 • 節水コマ等の使用による、節水の励行を図る。 • 水使用機器を購入する際は、節水型製品の導入推奨を図る。 • 流水音発生装置の導入を推奨する。
水利用の合理化	<ul style="list-style-type: none"> • トイレの用水や散水用水等への施設内の水の再利用・循環利用を推進する。 • 雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用促進を図る。 • 節水型製品の導入。 • 雨水浸透柵や透水性舗装等、雨水の地下浸透を推進する。

⑦公共施設整備における負荷の低減

取組目標	具体的な取組
法令遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の管理・整備にあたり、環境配慮契約法等の遵守。
環境への負荷の少ない工事	<ul style="list-style-type: none"> • 低公害型の工法や建設器械を採用する。
再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> • 省エネルギー型の照明・空調の導入。 • 太陽光発電等、再生可能エネルギー設備の導入。 • 断熱性の高い施設の整備を図る。 • 施設の新設、増設に当たっては、太陽光発電等の新エネルギーの導入などを検討し、省エネルギーに配慮した施設として整備するよう努める。

4 排出量削減に向けて

(1) PDCA サイクル

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、推進状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。

本計画では、このような計画の策定（Plan）、計画の実行（Do）、計画の点検・評価（Check）、計画の見直し（Action）を行う一連のサイクル（いわゆる、PDCA サイクル）を繰り返すことにより、計画の改善を図りながら、目標の達成を目指して、計画を推進していきます。

(2) 組織体制

温室効果ガスの削減には、それぞれの部署・施設等を管理する者がその特性に応じた取組を進めていく必要があります。本計画を推進していく体制として、次のとおり役割分担を示します。

①温室効果ガス排出量削減対策推進会議

「温室効果ガス排出量削減対策推進会議」において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の進行管理を行うとともに、達成状況及び対策内容について分析及び評価を行います。また、削減に向けた取組の調整を行い、推進していきます。

②温暖化対策責任者

各所属等に「温暖化対策責任者」を配置します。「温暖化対策責任者」は業務における温室効果ガス排出削減に向けた取組の管理を行うとともに、排出削減に向けた施策等について必要な調整を行います。なお、「温暖化対策責任者」は、各所属又は施設の長とします。（指定管理者導入施設については、指定管理者を管理する所属の長とします。）

③温暖化対策推進者

各所属等に「温暖化対策推進者」を配置します。「温暖化対策推進者」は「温暖化対策責任者」を補佐し、温室効果ガスの排出量を把握するとともに、排出削減に向けた施策等の立案を行います。なお、「温暖化対策推進者」は「温暖化対策責任者」が指定する者とします。

④職員

職員は、温室効果ガス削減の必要性を十分に理解し、「温暖化対策責任者」の指示のもと、自らが積極的に排出量削減に向けた取組を行います。

(3) 職員への啓発及び研修の実施

本計画の推進には、職員一人一人が主体的に温室効果ガスの排出量削減に取り組むことが不可欠です。そのためには、各自が地球温暖化問題に関心を持ち、影響や対策方法を理解していなければなりません。

このため、職員がそれぞれの立場に応じて、自発的に温室効果ガスの排出削減対策を実施できるよう、研修の実施や情報の提供を行います。

(4) 進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、計画の進捗状況を把握し、施策の内容を点検・評価することが重要です。このため、各所属の取組や目標達成の状況については「温室効果ガス排出量削減対策推進会議」に報告し、検証します。

(5) 実施状況の公表

本計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガスの排出量を含む。）については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市報やホームページ等で公表します。

第3章 市民・事業者・行政の取組（区域施策編）

1 市域の状況

(1) 市域の概要

本市は、千葉県の北西部に位置し、東京から 30 km 圏内にあり、南は利根運河を境に柏市・流山市に接し、東は利根川を隔てて茨城県に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接しています。また、市域の面積は 103.54k m²です。

(2) 人口と世帯

本市の人口は、国勢調査によると減少傾向にあり、令和 4 年 4 月 1 日時点の人口は 153,529 人、世帯数は 70,482 世帯であり、65 歳以上の割合が 31.2%と高齢化率が高い状況となっています。

(3) 地域の産業の動向

2020（令和 2）年度の国勢調査によると、本市の就業者数（15 歳以上）は 71,129 人であり、2010（平成 22）年度と比較すると 3,483 人減少しています。

産業 3 部門別にみると、第 1 次産業は 1,274 人、第 2 次産業は 17,506 人、第 3 次産業は 49,457 人となり、第 3 次産業が最も就業人口の多い産業となっております。

産業大分類別にみると、製造業が 11,839 人（全体の 16.6%）、卸売業、小売業が 10,997 人（同 15.5%）となり、約 3 割を占めています。

（単位：人・%）

項 目		2010 (平成 22)	2015 (平成 27)	2020 (令和 2)
総 数		74,612	72,703	71,129
第 1 次産業※	就業者	1,530	1,410	1,274
	構成比	2.1	1.9	1.8
第 2 次産業※	就業者	19,287	18,780	17,506
	構成比	25.8	25.8	24.6
第 3 次産業※	就業者	49,400	48,572	49,457
	構成比	66.2	66.9	69.5
分類不能	就業者	4,395	3,941	2,892
	構成比	5.9	5.4	4.1

2016 年度の売上げ（収入）金額は総額 460,414 百万円で、産業別では第 1 次産業が 854 百万円、第 2 次産業が 198,215 百万円、第 3 次産業が 261,345 百万円となっています。

本市では、第 3 次産業が市内総生産全体の 56.8%となっており、また、産業大分類別では製造業が最も多く、全体の 33.1%となっています。

※ 産業 3 部門について

第 1 次産業 農業、林業、漁業

第 2 次産業 製造業、建設業、鉱業

第 3 次産業 第 1 次産業及び第 2 次産業並びに「分類不能の産業」以外の産業
例；電気・ガス・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、教育、医療・福祉、公務等

2 市域における温室効果ガスの排出状況

野田市全域の温室効果ガスについては、本市独自の二酸化炭素排出量の把握が困難なため、環境省が実行計画策定のために公開している「部門別 CO2 排出量の現況推計」の 2019（令和元）年度の部門ごとの構成比と、2019（令和元）年度までの部門別の CO2 排出量の推移を次のとおり示します。

環境省の推計によると、2019（令和元）年度の本市の区域における CO2 排出量は、産業部門が 69.4%と最も多く、次いで、運輸部門の 12.8%となっています。これら 2 部門の排出量が市域全体の約 8 割を占める結果となっており、2013（平成 25）年度から 2019（令和元）年度までの部門別の CO2 排出量の推移をみても、その傾向は変わっておらず、両部門における CO2 排出量の抑制が大きな課題であり、削減に向けた取組を行う必要があると考えられます。

単位：千t-CO2

部 門 ・ 分 野	平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017	平成30年度 2018	令和元年度 2019	令和元年度 2019 構成比
産業部門	1,422	1,280	1,386	1,530	1,450	1,329	1,401	69.4%
製造業	1,404	1,262	1,368	1,510	1,431	1,312	1,384	68.5%
建設業・鉱業	8	7	7	7	7	6	6	0.3%
農林水産業	10	11	11	13	12	11	11	0.5%
業務その他部門	242	226	230	197	200	204	187	9.3%
家庭部門	217	180	169	180	202	171	167	8.3%
運輸部門	271	266	266	263	264	261	259	12.8%
自動車	260	255	255	252	253	251	249	12.3%
旅客	158	152	151	150	151	149	145	7.2%
貨物	102	103	104	102	102	102	104	5.1%
鉄道	12	12	11	11	11	10	10	0.5%
廃棄物部門（一般廃棄物）	7	8	4	7	7	9	6	0.3%
合 計 （二酸化炭素排出量）	2,159	1,960	2,055	2,177	2,123	1,974	2,020	100.0%

※端数計算により合計が一致しない場合があります。

出展：「部門別CO2排出量の現況推計」（環境省）

3 市全域における温室効果ガスの排出量の将来推計

本市全域における将来の CO₂ 排出量については、環境省が公開している「「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」により、特に対策を講じなかった場合（BAU）の 2030（令和 12）年度排出量を推計しました。

推計の前提条件として、活動量を人口とし、目標年度における推計人口は「野田市総合計画」から引用しています。電力の排出係数については、基準年度の排出係数を東京電力エナジーパートナー(株)の数値、目標年度の排出係数を経済産業省が「長期エネルギー需給見通し」にて示した目標値としています。

また、各部門における電力比率（排出量に占める電力起源 CO₂ の割合）は都道府県別エネルギー消費統計から算出された電力比率平均値（2013（平成 25）年度データ）としています。

◇将来 CO₂ 排出量推計における前提条件

・野田市の人口ベース

年度	基準年度 2013（平成 25）年度	目標年度 2030（令和 12）年度
活動量（人口ベース）	156,725 人	152,000 人

・電力による排出係数の国目標値

年度	基準年度 2013（平成 25）年度	目標年度 2030（令和 12）年度
排出係数	0.000441t-CO ₂	0.000370t-CO ₂

◇部門別電力比率

部門／分野		電力比率
産業部門	製造業	22.1%
	建設業・鉱業	31.5%
	農林水産業	24.1%
業務その他部門		56.3%
家庭部門		69.4%
運輸部門	鉄道	100.0%

◇目標年度における BAU 排出量及び基準年比削減率

単位：千t-CO2

部 門 ・ 分 野	基準年度 平成25年度 2013	実績 令和元年度 2019	目標年度 令和12年度 2030	基準年度比 削減率
産業部門	1,422	1,401	1,330	6.5%
製造業	1,404	1,384	1,314	6.4%
建設業・鉱業	8	6	6	29.9%
農林水産業	10	11	10	-4.1%
業務その他部門	242	187	167	30.8%
家庭部門	217	167	146	32.7%
運輸部門	272	259	263	3.2%
自動車	260	249	255	1.9%
旅客	158	145	153	3.4%
貨物	102	104	102	-0.4%
鉄道	12	10	8	31.2%
廃棄物部門（一般廃棄物）	7	6	6	15.6%
合 計 （二酸化炭素排出量）	2,160	2,020	1,913	11.5%

※端数計算により合計が一致しない場合があります。

出展：「部門別CO2排出量の現況推計」（環境省）

目標年度における BAU 排出量を推計結果では、農林水産業や運輸部門の貨物自動車において増加する結果となっておりますが、全体としては基準年度と比較して約 11.5%削減されることが想定されます。

4 温室効果ガス排出削減に向けた取組

国の削減目標を念頭に、本市の将来推計によるBAU排出量から削減するための取組として、市民・事業者・行政がそれぞれの立場においてできる取組を推進していきます。

(1) 市民にできる取組

本市では人口が減少傾向にあるものの、世帯数は微増傾向にあります。また、今後も核家族化や単身世帯の増加により、世帯人員の減少及び世帯数の増加が見込まれます。世帯数の増加は、家庭生活におけるエネルギー使用の非効率化が懸念されるため、市民には継続した地球温暖化対策の徹底を進めることが求められます。

世帯数の増加は、電力使用基本契約数の増加に直結し、結果として二酸化炭素排出量の増加に大きく影響を与えます。単身世帯では、世帯ごとのエネルギー使用量は多くないものの効率が悪く、1人当たりの二酸化炭素排出量は増加することが想定され、人口の減少に伴う二酸化炭素排出量の減少は小幅になると想定されます。このため、個々の家庭における省エネルギー製品の使用や再生可能エネルギーの導入が重要になります。

(2) 事業者ができる取組

本市の二酸化炭素排出量の68.5%が産業部門のうち製造業から、12.3%が運輸部門の自動車（家庭で使用される自家用車も含む）から排出されています。

また、日本全体としては2011（平成23）年の東日本大震災以後、一時的に温室効果ガスの排出量が増加しましたが、2013（平成25）年以降減少傾向が続いており、本市においても同様の傾向があると推測されます。

今日では、CSR（企業の社会的責任）に対する市民の関心も高まっていることもあり、事業者もCSRの1つとして地球温暖化対策に積極的な姿勢を示すことが求められています。

市内事業者においても、空調・照明の節電、エコドライブ、クールビズ、働き方の改革、再生可能エネルギーの導入、社会へのクリーンエネルギー供給、製造過程で発生する残しの燃料利用、BEMS（建物全体の電力消費の監視と分析を行うシステム）の導入等の対策を更に取り組んでいくことが必要です。

(3) 行政にできる取組

行政は事業者として地球温暖化対策を推進するほか、市域全体の二酸化炭素排出量を削減のため、地球温暖化対策に関する情報提供、研修の機会の提供等の普及啓発活動や、省エネ・再エネ設備や電気自動車、燃料電池自動車等の低炭素車両の普及に向けた支援を推進し、市民、事業者が地球温暖化対策を進めやすい環境を整えることが求められています。

(4) 具体的な取組

市民、事業者、行政が目標の達成に向けてできること、取り組むべきことを明確にし、具体的な行動内容を以下に記載します。

①再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠であり、また、市内において生産できることから、エネルギーの確保にも寄与できる有望かつ重要な脱炭素エネルギーです。温室効果ガスを排出する石油や天然ガス等の化石燃料の使用を削減させるためにも、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの整備、また、燃料電池等の自立分散型エネルギーの導入により、温室効果ガスの排出削減を進める必要があります。行政においては、市民や事業者が積極的な導入を進められるような体制を構築・強化していくことも重要です。

取組	概要	実施主体
再生可能エネルギー等設備の導入	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備や燃料電池等の自立分散型エネルギー設備の積極的な導入	市民・事業者・行政
再生可能エネルギー等設備導入促進	再生可能エネルギー等設備の導入支援の充実	行政
	再生可能エネルギー等設備導入の周知啓発	行政

②省エネルギー活動等の推進

市民、事業者、行政は、その活動から生じる温室効果ガスの排出量の抑制を意識した行動が求められます。そのためには、無駄なく効率的にエネルギーを使用するとともに、温室効果ガスの排出量が少ない機器等への切換えを進めることが必要です。あわせて、事業者や行政においては環境に配慮した行動を組織的に行うための体制整備が求められます。

取組	概要	実施主体
事業活動、日常活動の省エネ	電気やガス、燃料、水等の無駄ない効率的な利用	市民・事業者・行政
	省エネ製品の開発	事業者
	事業活動、日常活動の省エネに関する啓発	行政
省エネ型施設等の製造、導入促進	省エネ型施設等の積極的導入	市民・事業者・行政
	省エネ型施設等の製造	事業者
	省エネ型施設等の普及に向けた支援	行政
環境マネジメントシステム導入支援	ISO 等認証取得の導入、適切な運用	事業者・行政
	ISO 等認証取得の支援	行政

③交通等対策

人々が移動することによって生じる温室効果ガスの排出量を抑制するためには、市民、事業者、行政に関わらず、排出量のできるだけ少ない方法を選択することが求められています。また、行政においては、市民等が温室効果ガスの排出を抑制できる、公共交通体の在り方や低燃費車の導入支援等についての施策を進めることが必要です。

取組	概要	実施主体
自動車利用削減の推進	徒歩や自転車による移動の促進	市民・事業者・行政
	自動車利用時における相乗り推進	事業者・行政
	歩道や自転車専用道路の整備	行政
	駐輪場の適正配置	事業者・行政
公共交通の利用促進	公共交通の積極的な利用	市民・事業者・行政
	コミュニティバス等の運行	行政
	イベント時等の公共交通機関利用	市民・事業者・行政
	鉄道輸送力増強の要望活動	市民・事業者・行政
低燃費車の導入	低燃費車の積極的な導入	市民・事業者・行政
	低燃費車導入への支援の充実	行政
	低燃費車に関する周知啓発	事業者・行政
エコドライブの促進	エコドライブによる自動車燃料の削減	市民・事業者・行政
	エコドライブの周知啓発	行政
環境に配慮した市街地整備	渋滞解消・緩和に向けた道路整備	行政
	交通円滑化に向けた右折専用レーンの整備及び信号機設置の要望	行政

④資源の有効活用及び循環型社会の構築・形成

日常生活や事業活動から排出される廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出を削減するためには、市民、事業者、行政が3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の取組により焼却処分される廃棄物の減量化を進めることが重要です。また、行政は市民等が廃棄物排出の抑制に必要な周知・啓発等の支援が必要です。

取組	概要	実施主体
廃棄物の減量化	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の実行	市民・事業者・行政
	生ごみ処理機等の活用	市民・事業者・行政
	生ごみ処理機等普及に向けた支援	行政
	バイオディーゼル燃料の活用	事業者・行政
	マイバッグ等の持参の推進	市民・事業者
	食品ロス削減の実践	市民・事業者・行政
	廃棄物の減量化に向けた普及啓発	行政
資源化の促進	適切な分別の実行	市民・事業者・行政
	環境に配慮した低炭素な日常生活用製品等の積極的な利用	市民・事業者・行政
	エコマーク商品等のグリーン購入の実践	市民・事業者・行政
	環境配慮製品製造及び販売	事業者
	資源化に向けた取組の普及啓発	行政

⑤緑の保全及び創出

緑にはCO₂を吸収する機能があり、また、暑い時期には気温の上昇を抑えるなど様々な効用があります。緑の多様な価値を維持活用するため、市民、事業者、行政がそれぞれ市内の森林や農地の緑を保全するとともに、積極的に創出することが必要です。

取組	概要	実施主体
森林・緑地等の維持管理とその支援	緑地の適切な整備、拡大、維持管理	市民・事業者・行政
	森林保護のための例規整備	行政
緑化促進、意識の向上	地域緑化活動への積極的な参加	市民・事業者
	緑のカーテンの創設	市民・事業者・行政
	屋上や壁面の緑化の推進	市民・事業者・行政
	緑化活動の普及啓発及び支援	行政
建築物等への木材利用	建築物等への県産木材の利用	市民・事業者・行政
農地の保全	遊休農地の積極的な利用	市民・事業者・行政
	農業活性化の推進	市民・事業者・行政
	地産地消、旬産旬消の推進	市民・事業者・行政
	農地活用の普及啓発及び支援	行政

<参考>市内の地目別土地面積

単位：1000 m²

区分	田	畑	宅地	池沼	山林
面積	12,644	16,862	24,654	293	5,495
構成比	12.2%	16.3%	23.8%	0.3%	5.3%
区分	牧場	原野	雑種地	その他	計
面積	—	116	12,880	30,606	103,550
構成比	—	0.1%	12.4%	29.6 m ²	100.0%

※令和2年1月1日現在

<参考>森林伐採の状況

年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
届出件数	16	15	10
面積	5.12ha	3.09ha	1.96ha

⑥環境に関する教育の推進及び情報提供

温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を抑制していくためには、市民、事業者、行政の全ての主体が問題を理解し、協力して対策を進めていくことが必要です。このため、行政はそれぞれが脱炭素化の担い手となるよう、環境教育をはじめとした施策を進めることが重要であり、市民等の積極的な参加も求められています。

取組	概要	実施主体
環境教育の推進	学校等での地球温暖化に関する環境教育の実施	行政
	自然エネルギーについての学びの提供	行政
	環境教育への参加	市民・事業者
環境への取組や情報の発信、啓発、参加	地球温暖化対策に関する情報の収集及び周知	行政
	国県等との連携した PR 活動（クールチョイス、ライトダウン等）への参加	市民・事業者・行政

資料1 主な対象施設一覧

本計画第2章の主な対象施設及び施設管理部局は以下のとおりです。

対象施設	施設管理部局	
本庁舎	総務部	営繕課
斎場 いちいのホール	市民生活部	市民課 関宿支所
農林業センター 排水機場 農業改善センター 体育館	自然経済推進部	農政課 // // スポーツ推進課
清掃工場 不燃物処理施設 し尿処理場	環境部	清掃管理課 // //
補修事務所 ポンプ場	土木部	道路サービス課 下水道課
あおい空 あすなる職業指導書 老人福祉センター 福祉会館 こぶし園	福祉部	障がい者支援課 // 高齢者支援課 人権・男女共同参画推進課 こぶし園
保育所 学童保育所 子ども館 保健センター あさひ育成園 こだま学園	健康子ども部	子ども保育課 児童家庭課 // 保健センター // //
幼稚園 小学校 中学校 公民館 勤労青少年ホーム 文化会館 樺のホール 青少年センター コミュニティセンター	生涯学習部	教育総務課 // // 生涯学習課 // // // // 興風図書館
給食センター	学校教育部	学校教育課
消防本部 消防分署 出張所	消防本部	総務課 // //
水道部庁舎 浄水場 配水場 取水場	水道部	業務課 工務課 // //

資料2 排出係数及び温暖化係数

温室効果ガスの総排出量の算定に当たっては、法第2条第5項の規定により、同法施行令第3条の算定方法を用いることとされています。本計画で使用する温室効果ガスの排出係数及び地球温暖化係数は以下のとおりです。

項目		単位	排出係数			
			kgCO2/単位	kgCH4/km	kgN2O/km	kgHFC-134a/単位
燃料の使用	ガソリン	L	2.32	—	—	—
	灯油		2.49	—	—	—
	軽油		2.58	—	—	—
	A重油		2.71	—	—	—
	液化石油ガス（LPG）	kg	3.00	—	—	—
	都市ガス	m ³	2.23	—	—	—
電気の使用		kwh	0.457	—	—	—

項目			単位	排出係数			
				kgCO2/単位	kgCH4/単位	kgN2O/単位	kgHFC-134a/単位
走行距離	ガソリン	普通・小型自動車	km	—	0.000010	0.000029	—
		軽乗用車		—	0.000010	0.000022	—
		普通貨物車		—	0.000035	0.000039	—
		小型貨物車		—	0.000015	0.000026	—
		特殊用途車		—	0.000035	0.000035	—
	軽油	バス		—	0.000017	0.000025	—
		普通貨物車		—	0.000015	0.000014	—
		小型貨物車		—	0.0000076	0.000009	—
		特殊用途車		—	0.000013	0.000025	—

項目		単位	排出係数			
			kgCO2/単位	kgCH4/単位	kgN2O/単位	kgHFC-134a/単位
HFC 封入カーエアコンの使用台数		台	—	—	—	0.010

項目		単位	排出係数			
			kgCO2/単位	kgCH4/単位	kgN2O/単位	kgHFC-134a/単位
一般廃棄物 焼却量	廃プラスチック焼却量	t	2765	—	—	—
	准連続燃焼式		—	0.077	0.0539	—
し尿処理		m ³	—	0.038	0.00093	—

温室効果ガス	CO2	CH4	N2O	HFC-134a
地球温暖化係数	1	25	298	1430

排出係数および地球温暖化係数は、施行令が平成28年2月17日に一部改正された数値を採用しています。なお、電気の使用に伴う排出については、毎年公表される最新の電気事業者別排出係数を使用することとします。

資料3 野田市の事務・事業からの温室効果ガス排出量（令和3年度）

令和3年度の市の事務・事業における温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（資料1に記載されている施設全てを対象としています）
指定管理者制度施設を含む。

項目	対象	活動量	単位	温室効果ガス排出量(単位 kg-CO ₂) (二酸化炭素換算値)					
				二酸化炭素(CO ₂)	メタン(CH ₄)	一酸化二窒素(N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	合計	
燃料使用量	ガソリン	144,794.5	L	335,923.2	—	—	—	335,923.2	
	灯油	326,927.3		814,049.0	—	—	—	814,049.0	
	軽油	112,072.1		289,146.1	—	—	—	289,146.1	
	A重油	355,100.0		962,321.0	—	—	—	962,321.0	
	液化石油ガス(LPG)	75,417.9	m ³	450,244.9	—	—	—	450,244.9	
	都市ガス	530,279.3		1,182,522.8	—	—	—	1,182,522.8	
電気使用量		22,131,154.0	kwh	9,803,309.9	—	—	—	9,803,309.9	
自動車走行距離	ガソリン	普通・小型乗用車	km	—	73.4	2,538.0	—	2,611.5	
		軽乗用車		—	126.9	3,328.9	—	3,455.8	
	軽油	普通貨物車		—	17.1	227.1	—	244.2	
		小型貨物車		102,032.0	—	38.3	790.5	—	828.8
	特殊用途車	特殊用途車		155,325.0	—	135.9	1,620.0	—	1,755.9
		バス		3,961.0	—	1.7	29.5	—	31.2
		普通貨物車		29,008.0	—	10.9	121.0	—	131.9
		小型貨物車		44,945.0	—	8.5	120.5	—	129.1
特殊用途車	168,812.0	—	54.9	1,257.6	—	1,312.5			
HFC封入カーエアコンの使用台数	298.0	台	—	—	—	4,261.4	4,261.4		
HFC封入車廃車による放出量	860.0	g	—	—	—	—	—		
一般廃棄物焼却量	23,126.2	t	—	37,395.1	386,416.3	—	423,811.5		
一般廃棄物のうち廃プラスチック焼却量	2,576.3		7,122,508.8	—	—	—	7,122,508.8		
し尿処理	41,232.7	m ³	—	32,903.7	11,887.4	—	44,791.1		
合計		—		20,960,025.8	70,766.4	408,337.1	4,261.4	21,443,390.7	

資料 4 活動量による温室効果ガスCO₂換算量

項目ごとの活動量に対する温室効果ガス CO₂ 換算量については以下のとおりです。

項目	活動量	単位	排出係数	単位	二酸化炭素	単位	メタンガス	単位	一酸化二窒素	単位	温室効果 ガス CO ₂ 換算	単位
電気	1	kWh	0.491	kgCO ₂ /単位	0.49	kg					0.49	kg
ガソリン	1	L	2.32	kgCO ₂ /単位	2.32	kg					2.32	kg
都市ガス	1	m ³	2.23	kgCO ₂ /単位	2.23	kg					2.23	kg
普通自動車 走行	1	km	0.00001 0.000029	kgCH ₄ /単位 kgN ₂ O/単位			0.00001	kg	0.000029	kg	0.009	kg
一般廃棄物 燃焼	1	t	0.077 0.0539	kgCH ₄ /単位 kgN ₂ O/単位			0.077	kg	0.0539	kg	17.99	kg
廃プラ燃焼	1	t	2,765	kgCO ₂ /単位	2,765	kg					2,765	kg

(参考)

二酸化炭素 1 k g は 500m l ペットボトル約 1,000 本の体積と同じくらい